平成２２年（フ）第９２号
兵庫県洲本市海岸通２丁目４番35号　楓マンション503号
債務者　中野　悦子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第２５０号
広島県福山市坪生町486番地１
債務者　須澤由貴子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３５号
高知県宿毛市山奈町芳奈1070番地
債務者　久能　由香
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第９９号
佐賀県唐津市八幡町638番地198
債務者　渡邉　　浩
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第８７２号
熊本市小山２丁目12番２―101号
債務者　辻　　正幸
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８７３号
熊本市小山２丁目12番２―101号
債務者　辻　　郁子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２８５０号
愛知県知多郡武豊町字旭ケ丘１丁目６番地
債務者　木村まゆみ
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２０１号
神戸市灘区高羽町５丁目８番１号サンコート高羽101
債務者　水口　雅美
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２４６号
神戸市長田区北町２丁目37番地ワコーレエクセレント北町802号
債務者　田中　義雄
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２８０号
兵庫県三木市志染町青山５丁目１番地の６
債務者　林　　市子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３１８号
神戸市兵庫区五宮町23番11号五宮荘３―103、従前の住所長野県諏訪市大字中洲5691番地３浜新聞店２Ｆ
債務者　岡本　正人
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２５号
青森県八戸市長者３丁目９番53号　ゴールデンビーチＡ103号
債務者　夏堀美咲子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２３７号
青森県八戸市大字大久保字大山３番地82
債務者　下机　孝子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２４７号
青森県八戸市江陽４丁目６番13号、前住所青森県八戸市大字大久保字町道23番地３
債務者　武田　雅江
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２５５号
青森県八戸市小中野８丁目８番26号
債務者　舛谷　洋子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第４０５号
熊本市上南部１丁目10番14号
債務者　坂井　丈夫
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６０７号
熊本市南高江４丁目１番10―96号
債務者　徳永　伸一
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで　熊本地方裁判所民事第１部